入札説明書

1　一般競争入札に付する事項

（1）業務名

長崎県庁行政棟北側駐車場出入口電動シャッター修理業務

（2）業務の仕様等

別添「長崎県庁行政棟北側駐車場出入口電動シャッター修理業務仕様書」のとおり

（3）履行期間

契約締結日から令和９年２月 28 日まで

（4）履行場所

長崎市尾上町

2　予定表

告示日（公告日）		１１月　９日
質問	提出期間	１１月　９日　　～　１１月１６日　　（１７：００）
	回答期限	１１月１８日
資格審査	申請期間	１１月　９日　　～　１１月１９日　　（１７：００）
	結果通知期限	１１月２４日
入札保証金免除申請書の提出期限		１１月２４日　　（１７：００）
入札保証金納付申出書の提出期限		１１月２４日　　（１７：００）
入札保証金の納付期限		１１月２６日
入札（開札）の日時		１１月２７日　　（１３：３０）

3　質問書の提出

当該入札の仕様書に関する質問については、予定表の提出期間に「質問書（別紙１）」にて提出すること。提出は郵送、持参又はＦＡＸ等によること。なお、必ず着信の確認を行うこと。

（提出場所）長崎県総務部管財課

（ＦＡＸ）　095-894-3484

※予定表の回答期限までに書面（ＦＡＸ）で回答する。全参加者に関する事項は、県のホームページにも掲載する。

4　入札保証金

（1）見積もった契約希望金額の 100 分の５以上の金額を予定表の納付期限までに納付すること（落札者とならなかった場合は、入札（開札）終了後に口座振替にて還付する）。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

〇保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

〇入札日（開札日）の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上締結し、その内容を証明するもの（２件以上）を提出したとき。

なお、契約を証明するものとは、令和６年４月１日から入札日（開札日）の前日までに締結した契約書の写し等とする。

また、「規模をほぼ同じくする契約」の判断は、見積もった契約希望金額に応じて、次の区分で提出すること。

ア　3,000 万円以上

イ　3,000 万円未満 1,000 万円以上

ウ　1,000 万円未満

（2）納付の方法

〇「入札保証金納付申出書（別紙２）」を予定表の提出期限までに提出すること（郵送、持参又はＦＡＸ等）。

〇申出書を受け取り次第、納付書を送付するので、長崎県の公金取扱銀行において納付すること。
〇金融機関において納付する場合は、納付を確認するため、「入札保証金納付届出書（別紙３）」に金融機関による領収済みの印鑑が押印されている箇所の写しを添えて、予定表の納付期限までに提出すること（郵送、持参又はＦＡＸ等）。

(3) 注意事項

〇納付書で金融機関において納付する以外に現金で納付することはできない。
〇入札保証保険契約締結の際は、業務名を記載するなど入札保証保険証書から当該業務が保証対象であることがわかるようにすること。なお、入札保証保険期間の終期は、入札日（開札日）から起算して５日目（県の休日を除く。）とすること。
〇入札保証金の計算については、消費税及び地方消費税を含んだ額の５パーセント以上となる。例えば、1,000,000円で入札する場合、消費税及び地方消費税を含むと1,100,000円となるため、入札保証金は50,000円以上ではなく 55,000 円以上となるので注意すること。入札保証金が 50,000 円の場合は、909,091 円までしか入札できず、1,000,000 円の入札は無効となる。
〇入札保証金の免除手続書類は、予定表の提出期限までに「入札保証金免除申請書（別紙４）」を提出すること（郵送、持参又はＦＡＸ等）。
〇契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできない。

5　契約保証金

(1) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。
(2) 契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

〇保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
〇入札日（開札日）の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が２件以上あり、その履行を証明するもの（２件以上）を提出したとき。
なお、履行を証明するものとは、令和６年４月１日から入札日（開札日）の前日までに履行完了した契約に係る契約書の写し及び発注者の「履行証明書（別紙５）」等とする。
また、「規模をほぼ同じくする契約」の判断は、契約金額に応じて、次の区分で提出すること。
ア　3,000 万円以上
イ　3,000 万円未満 1,000 万円以上
ウ　1,000 万円未満

6　入札書の記載方法等

〇入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印すること。ただし、入札金額（首標金額）は訂正することができないこと。
〇入札書の提出後は、書換え、引換え及び撤回することができないこと。
〇誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
〇入札者が代理人である場合は、委任状（委任者の提出済の印鑑を押印したものに限る。）を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

7　契約書の作成等

(1) 落札通知を受けた日から起算して５日（県の休日を除く。）以内に契約締結ができるよう手続を行い、契約書を提出すること。
(2) その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによるものであること。